令和3年 第3回 (定例) 西 米 良 村 議 会 会 議 録 (第8日) 令和3年9月15日 (水曜日)

議事日程(第3号)

令和3年9月15日 午前9時30分開議

		7 M 3 平 9 月 10 日 一十
日程第1	議案第38号	令和3年度西米良村一般会計補正予算(第4号)
日程第2	認定第1号	令和2年度西米良村一般会計歳入歳出決算認定について
日程第3	認定第2号	令和2年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計歳
		入歳出決算認定について
日程第4	認定第3号	令和2年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会
		計歳入歳出決算認定について
日程第5	認定第4号	令和2年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計歳入歳
		出決算認定について
日程第6	認定第5号	令和2年度西米良村特別会計後期高齢者医療事業歳入歳出
		決算認定について
日程第7	認定第6号	令和2年度西米良村特別会計簡易水道事業歳入歳出決算認
		定について
日程第8	認定第7号	令和2年度西米良村特別会計下水道事業歳入歳出決算認定
		について
日程第9	発議第1号	西米良村議会会議規則の一部を改正する規則について
日程第10	発議第2号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実

本日の会議に付した事件

を求める意見書

日程第1	議案第38号	令和3年度西米良村一般会計補正予算(第4号)
日程第2	認定第1号	令和2年度西米良村一般会計歳入歳出決算認定について
日程第3	認定第2号	令和2年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計歳

入歳出決算認定について

日程第4 認定第3号 令和2年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会 計歳入歳出決算認定について

日程第5 認定第4号 令和2年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計歳入歳 出決算認定について

日程第6 認定第5号 令和2年度西米良村特別会計後期高齢者医療事業歳入歳出 決算認定について

日程第7 認定第6号 令和2年度西米良村特別会計簡易水道事業歳入歳出決算認 定について

日程第8 認定第7号 令和2年度西米良村特別会計下水道事業歳入歳出決算認定 について

日程第9 発議第1号 西米良村議会会議規則の一部を改正する規則について

日程第10 発議第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実 を求める意見書

出席議員(7名)

1番 黒木 竜二君 2番 児玉 義和君

3番 上米良 玲君 4番 濵砂 恒光君

5番 濵砂 征夫君 6番 白石 幸喜君

7番 上米良秀俊君

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

8番

事務局出席職員職氏名

局長 土持 光浩君 書記 前田 里菜君

説明のため出席した者の職氏名

村長	黒木 定藏君	副村長	梅本	昌成君
教育長	古川 信夫君	総務課長	牧	幸洋君
むら創生課長	土居 博和君	会計管理者	田爪	健二君
福祉健康課長	吉丸 和弘君	村民課長	渡邉	智紀君
建設課長	上米良 敦君	農林振興課長	濵砂	亨君
教育総務課長	矢括 尚義君	診療所事務長	濵砂	雅彦君
代表監査委員	黒木 正近君			

午前9時30分開議

- **〇事務局長(土持 光浩君)** 一同、御起立ください。一同、礼。御着席ください。
- ○議長(上米良秀俊君) おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。直ちに議事に入ります。

日程第1. 議案第38号

○議長(上米良秀俊君) 日程第1、議案第38号、令和3年度西米良村一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

提出者の説明を求めます。

- 〇村長(黒木 定藏君) 議長。
- 〇議長(上米良秀俊君) 村長。
- ○村長(黒木 定藏君) それでは、ただいま上程頂きました議案第38号、令和3年度 西米良村一般会計補正予算(第4号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。 今回の補正は、605万円を追加いたしまして、歳入歳出ともに28億5,062万 3,000円とするものでございます。

歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に関する国庫補助金及び県補助金などを計上いたしたところであります。

歳出につきまして申し上げます。

国のまん延防止等重点措置及び県独自の緊急事態宣言の延長に伴いまして、村内小規模店舗への経済的な支援を行うため、新型コロナウイルス感染症経済対策事業を計画をいたしました。

概要といたしましては、商工費に村内飲食店に対する営業時間短縮要請の協力については、延長となる部分を増額するほか、その他の個人事業主への支援金を計上いたしておるとこであります。

よろしく御審議の上、可決頂きますようお願い申し上げまして提案理由の説明とい たします。

- ○議長(上米良秀俊君) 提出者の説明が終わりました。
 - これから質疑を行います。議案第38号について質疑はありませんか。
- 〇議員(6番 白石 幸喜君) 議長。
- O議長(上米良秀俊君) 6番、白石幸喜君。
- ○議員(6番 白石 幸喜君) それでは、担当課長にお伺いしたいというふうに思います。

今回はコロナ禍においての対策支援ということで、本当にありがたいことだと思っておりますが、今回の対象となる協力金、支援金ですか、協力飲食店及び事業者の具体的な内容というものをお聞きしたいと思いますが。協力金につきましては、1店舗当たり75万円ということで5店舗になろうかというふうに思います。それから支援金につきましては、1事業者当たり10万円ということで、これでいきますと23事業者ということになろうかというふうに思いますけども、対象になる店舗がどのような店舗か、また事業者等の業種についてはどのような業種というものが対象になるのか、また教えていただきたいというふうに思いますし、今回、該当となる店舗、事業者の選定ですね、今回選定された判断基準というものがあれば伺いたいというふうに思います。

- **〇むら創生課長(土居 博和君)** むら創生課長。
- 〇議長(上米良秀俊君) むら創生課長。
- **Oむら創生課長(土居 博和君)** ただいまの6番議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、営業時間短縮、要請協力金のほうですけれども、こちらは先ほど村長から説明がありましたとおり、県の緊急事態宣言の発令に伴いまして、これが9月30日までに延長されております。その分の9月分の時間短縮営業の協力金ということで計上させていただいております。これは県の要請ですけれども、内容的には営業時間を午後8時まで、また、酒類提供は午後7時までということで、そういった要請に協力頂いているところでございます。

また、協力金の内容ですけれども、1日当たり2万5,000円、1店舗当たりですね、1事業所当たり1日当たり2万5,000円の協力金ということで算定させていただいております。こちらの2万5,000円につきましては、県の基準に基づきまして、売上高方式によって算定した額になっております。あくまでも県の要請、また基準に基づいて算定したものでございます。

続いて、事業者支援金についてでございます。こちらにつきましては、昨今の新型 コロナウイルス感染症の長期化にわたる感染拡大により、影響を受けました村内の事 業者の経営の影響を緩和、また今後の事業継続の一助とすることを目的とした支援金 ということで考えております。

対象事業者といたしましては、西米良村内で営業を行っておりまして、長期化する 新型コロナウイルス感染症拡大によって大きく影響を受けた小売業、宿泊業、飲食業、 また理美容業を営む事業者を対象としておるところでございます。選定に当たりまし ては、村商工会のほうから各業種の新型コロナの影響の状況等を聞き取りをさせてい ただきまして、参考とさせていただいているところでございます。そこも踏まえまし て、今回、23事業所に支援金という形で交付させていただきたいと考えておるとこ でございます。

また、8日に補正予算第3号で御承認頂きましたタクシー事業者への支援も含めて、合計24事業者ということで、この支援を考えたいというところでございます。また、1事業者当たりは10万円ということで支給させていただきたいということで考えております。

以上でございます。

〇議員(6番 白石 幸喜君) 議長。

- O議長(上米良秀俊君) 6番、白石幸喜君。
- ○議員(6番 白石 幸喜君) 1事業者23、支援金のほうですか、10万円の、については飲食店ということも入っておられるということですよね。入ってないですかね。すみません、確認です。また答弁をお願いしたいと思います。

飲食店が協力金と重なる、今の答弁では重なるのかなと思いましたが、その辺のことを伺いたいということと一点と、やはり支給交付ということになれば、なるべく速やかな支給交付が必要というふうに考えますけども、支給交付についてのどのような方法で支給交付されるのか。2点について伺います。

- **〇むら創生課長(土居 博和君)** むら創生課長。
- 〇議長(上米良秀俊君) むら創生課長。
- **〇むら創生課長(土居 博和君)** ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、先ほどの飲食店ですけれども、別の営業時間短縮要請協力金、この対象事業者につきましては、今回の事業者支援金のほうについては除かせていただいておるところでございます。また、規模がちょっと大きな事業者につきましては、今回も除外させていただきまして、今後、支援のほうを観光施設等も含めて考えていきたいということで考えております。

あと、支給方法ですけれども、今回につきましては、それぞれ各事業所の口座のほうへ振込を考えておるところでございます。今回、議決を頂きましたら、御承認を頂きましたら、各事業所宛てに御連絡をさせていただきまして、振込口座のほうを確認させていただいた上で早急に振込のほうをさせていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

- 〇議員(6番 白石 幸喜君) 議長。
- **〇議長(上米良秀俊君**) 6番、白石幸喜君。
- ○議員(6番 白石 幸喜君) 了解をいたしました。先日、私含めて3名の議員も一般質問させていただきましたけども、こういった状況をしっかりと判断されて、また今後もその状況に応じた支援をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長(上米良秀俊君) これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上米良秀俊君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上米良秀俊君) 異議なしと認めます。したがって、議案第38号、令和3年度 西米良村一般会計補正予算(第4号)は原案のとおり可決されました。

日程第2. 認定第1号

○議長(上米良秀俊君) 日程第2、認定第1号、令和2年度西米良村一般会計歳入歳 出決算認定についてを議題といたします。

本案は、さきの本会議において一般会計決算審査特別委員会に付託されていますので、委員長より審査の報告を願います。

- 〇一般会計決算審査特別委員長(白石 幸喜君) 議長。
- ○議長(上米良秀俊君) 一般会計決算審査特別委員長、白石幸喜君。
- 〇一般会計決算審査特別委員長(白石 幸喜君) それでは、さきの本会議におきまして、一般会計決算審査特別委員会に付託されました認定第1号、令和2年度西米良村 一般会計歳入歳出決算の審査について報告をいたします。

審査日は9月9日です。出席者は委員7名、副村長、教育長、各担当課長であります。歳入の決算額は40億9,656万9,369円、歳出の決算額は36億2,747万9,602円となっております。

主な質疑について申し上げます。

村職員採用PR動画の効果と見づらいなどの意見がある。村ホームページ改修の予定は。職員採用PR動画は、令和3年3月からホームページで公開しており、動画視聴による受験は1件確認をしている。ホームページ改修は、次年度当初予算で検討したい。

携帯電話の受信状況の調査結果は。コロナの状況で調査が実施できていないが、現在、KDDIと日程調整をしている。機種を限定しない調査方法とし、その結果により対応を検討したい。

庁舎ウェブ会議の現状は。役場でできるウェブ会議システムは、県整備が1、村整備が2、町村会整備が1であり、計4つのラインで使い分けている。

まだ実施されていない避難所となっている菊池記念館裏の樹木の伐採は。今年度中に実施することとしている。

マイホーム建築祝い金の該当者は。小川、横野、竹原地区各1件で合計3件である。 ホイホイ便業務委託料の大きな増額理由は。前年度は1週間程度しか実施できなかったが、令和2年度については、年間を通して実施できたことによる。

カップリングイベントの内容は。コロナ禍で村外からの参加はできなかったが、 10月25日、ステラスポーツで村内の若者十数名が参加し、出会いの場の提供と交 流が図られた。

免許返納者タクシー利用券に係る返納状況は。令和2年度は2名の免許返納があり、 令和2年度末で34名が返納されている。

宮交バスの撤退等の話は来ていないか。宮交からは貨客混載事業を続ける限り継続 したいとの話だが、県は補助金制度の見直し予定であり、バスの小型化やデマンド化 の必要性が出てきている。今後、関係機関などとの協議が必要となる。

高齢者福祉費の配食サービス事業委託、独居老人見守り事業委託、買い物支援事業委託の各利用状況は。配食サービス事業は、13名に690食を提供、独居老人見守り事業は、活動員6、7名により訪問対応が1,086件、また、ホイホイ電話対応が87件、買い物支援事業は55件の利用となった。

児童措置費の貸付金の状況は。医療福祉職育成奨学資金になるが、2名の学生に貸付けしており、両名とも将来、西米良で働く希望を持っている。

ふたば園駐車場場所の決定理由は。幾つか候補地があったが、ふたば園に近く利便性がよいこと、また土地所有者が売却の意向を示してもらったことで決定した。

放課後児童クラブの利用状況は。登録者数は71名で、1日平均約40名が利用している。支援員4名体制で運営を行い、管理日誌等によりトラブル等の報告があれば、

学校、教育委員会で連携し対応している。

犬、猫の管理についてのホイホイライン放送判断と対応は。定期的な放送と苦情が あった場合に放送している。猫に関しては、関係団体の情報収集を行い、住民の認識 を変えてもらうなどの対策を講じたい。

ゆず団地で村が管理している1区画の今後の見通しは。団地の一番上に位置しており、標高が高く、風も強く吹くため樹木の生育がよくない状況である。現在、就農希望者へ渡せる状態に管理育成をしている。

コショウ生産への支援の考えはないか。連作障害もあり生産量も減ってきている。 専門機関と相談し、検討したい。

参加者が低調なワーキングホリデーの今後の見通しは。ワーキングホリデー制度には、本村に大きな貢献があった事業であるが、参加者が低調しているのは現実である。 米良バイト事業との関わりも含め本制度について検討していきたい。

温泉供給設備改修工事の成果は。12月にポンプの改修を行い、A重油燃料8,000リットル、CO₂22トンの削減効果があった。また、湯量は毎分118リットルから139リットルに増加、湯温も36.5度から39.2度に上昇した。

森林環境譲与税活用除間伐事業委託料の内容と今後の予定は。小川、越野尾地区で現況調査を実施し選定した。場所は、小川、鷺の巣、面積0.6~クタールで、間伐率30%である。今後は、所有者の意向調査や林業経営状況を確認し継続していく予定だが、事業量は大きくなるものではないと見込んでいる。

山のみち地域づくり交付金負担金増額の理由と完成予定は。工事量の増に伴い負担金も増となった。

小川・石打谷線は全長 5, 4 5 6 メートルのうち 5, 0 3 0 メートル完成で進捗率 9 2. 1 9%、貫通は令和 5 年 4 月 と見込んでいる。小川・棚倉峠線は全長 5, 4 0 0 メートルのうち 1, 9 3 5 メートル完成で進捗率 3 5. 8%となっている。長谷・児原線の 進捗状況は。令和 3 年度分を除き、残り 6 1 4 メートルとなっている。

みやざきビューポイント整備事業補助金の内容は。温泉施設下側の竹伐採等と小川 地区蛇淵のデッキ改修を行った。 板谷の菌床試験栽培施設上流の国道は、20ミリ程度の雨でも洗い出しの土砂で道路の半分以上がふさがる状況である、その対策は。現地については、県、村とも把握しており、調査も済んでいる。児湯農林振興局において、8月豪雨の災害関連で事業計画を進めている。

温泉館前の法面伐採は、道路から15メートルほど実施しているが、今後の予定は。 温泉館の営業に影響が出ないように、計画的に実施をしていきたい。

消防道進入防止ポール設置の箇所と計画は。令和2年度は、元米良橋付近に1か所設置した。令和3年度は、村所2か所、竹原2か所の予定である。消防幹部会で各部長の意見を聞きながら設置していきたい。

小学校でのタブレット利用状況は。学校家庭用のタブレットを整備しており、家庭ではクラウド上でドリル学習に活用。また、AIドリルも導入し、個人に合った学習が進められている。

遠隔授業も重要になってきたが、問題点などはないか。回線帯域が狭いので、児童 生徒を全員回線でつなぐと映像が乱れたり遅延等の不具合が生じる。大容量の回線確 保が求められる。

過年度分保育料の未回収についての取扱いは。平成19年9月から1年4か月間居住した1世帯1名分の保育料である。本人への督促や家族への相談を続けたが、平成27年4月以降納入未納となったため、地方自治法236条の規定に基づき、時効5年が経過するため、不納欠損として本年度処理する予定である。

土地建物貸付収入の内容と菌床試験栽培施設の活用状況は。土地建物貸付収入で収入額が大きいものは、旧米良寮跡地の使用料で月額17万5,000円となっている。あとは村所驛使用料や電柱使用料などである。菌床試験栽培施設は変更なく操業をしている。

ふるさと納税寄附金の実績は。総件数が843件で、うち災害関係が350件、460万9,100円、普通寄附が493件、588万5,000円となっている。

自然災害による被害共済金の内容は。平成29年から令和2年までの災害で、光ケーブルの被災、上米良テレビ電波受信設備への落雷、ユズ加工施設への被災などである。

以上のような質疑がなされ、慎重に審査いたしました結果、認定第1号、令和2年 度西米良村一般会計歳入歳出決算書につきましては、原案のとおり認定すべきものと 決しました。

以上、報告を終わります。

○議長(上米良秀俊君) ただいま委員長の報告が終わりました。

これより認定第1号について質疑を行います。質疑のある方は質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上米良秀俊君) これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上米良秀俊君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に 対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定す ることに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

〇議長(上米良秀俊君) 起立多数です。したがって、認定第1号、令和2年度西米良村一般会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

日程第3. 認定第2号

日程第4. 認定第3号

日程第5. 認定第4号

日程第6. 認定第5号

○議長(上米良秀俊君) 日程第3、認定第2号、令和2年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計歳入歳出決算認定について、日程第4、認定第3号、令和2年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計歳入歳出決算認定について、日程第5、認定第4号、令和2年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計歳入歳出決算認定について、日程第6、認定第5号、令和2年度西米良村特別会計後期高齢者医療事業歳入歳出決算認定についての4議案を一括議題とします。

本案は、さきの本会議において、保険事業特別会計決算審査特別委員会に付託されていますので、委員長より審査の報告を願います。

- 〇保険事業特別会計決算審査特別委員長(上米良 玲君) 議長。
- ○議長(上米良秀俊君) 保険事業特別会計決算審査特別委員長、上米良玲君。
- ○保険事業特別会計決算審査特別委員長(上米良 玲君) さきの本会議におきまして、 保険事業特別会計決算審査特別委員会に付託されました認定第2号、認定第3号、認 定第4号、認定第5号について審査いたしましたので報告します。

審査日は、9月10日金曜日、出席者は全委員、福祉健康課長、診療所事務長、担 当職員、議会事務局であります。4件の付託案件ともに決算書により審査を実施しま した。審査方法につきましては、それぞれの委員の質問に担当者より答えていただき ました。

認定第2号、令和2年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計歳入歳出決算 認定について報告します。

地域活動推進交付金の詳細は、の問いに、保険税賦課額に対し、条例で定める割合 2%を村内8地区に交付しているものです。

葬祭給付費の詳細は、の問いに、国保の方がお亡くなりになったときに、1人当たり3万円の3名分の葬祭費を出させていただいた。

出生育児一時金の対象人数は、の問いに、当初予算は1名分だったが、補正で2名 分計上させていただいた。

各種検診の中で大腸がん検診(内視鏡)、肺がん検診(喀痰)、口腔がん検診の実績がないがその理由は、の問いに、大腸がん検診(内視鏡)については、コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった。肺がん検診(喀痰)は申込者がいなかった。口腔がん検診は集団検診のときに各地区で実施していたが、昨年度は実施できなかったため、診療所で行ったが申込者がいなかった。

宿泊ドックの助成はできないか、の問いに、現在、節目ドックという形で40歳から5歳刻みで65歳までの方を対象に幅広く事業展開を行っているが、助成をすることで病気の早期発見にもつながるかもしれない。診療所の医師と情報を共有させていただきながら、前向きに検討させていただきたい。

疾病予防対策と保健事業の充実について、どのような対策をしていくのか、の問いに、昨年度、地域福祉計画をつくり、健診受診率日本一を目指し、健診活動を取り組んだ結果、受診率が75.4%になり、県内で1位の実績を収めることができた。ほかに、運動習慣定着の促進ということでウォーキング事業にも取り組んでいる。それと、食生活を見直す取組として、ホイホイラインを活用し健康状態を保つ取組も行っている。

以上のような質疑がなされ、認定第2号、令和2年度西米良村特別会計国民健康保 険事業勘定会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり決定することと決しまし た。

認定第3号、令和2年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計歳入歳出 決算認定について報告します。

新型コロナウイルス感染症対策従事者慰労金の内容は、の問いに、診療所が1人 10万円の27名分と歯科診療所が5万円の3名分の支給をしている。

画像診断ワークステーション、軽量移動型デジタルX線撮影装置の使用状況は、の問いに、画像診断ワークステーションについては、レントゲンやエコー内視鏡等の全ての画像を一括管理するもので、毎日のように頻繁に使用するため更新を行った。

軽量移動型デジタルエックス線装置については、移動や動く動作がないため、骨折 や救急外来での利用においても機動性があり患者さんに負担がかからないため頻繁に 使用している。

収入未済額の発生年月日と回収状況は、の問いに、1人目は平成30年8月に受診され、その後転出をされている。請求書を送っているが未収の状態となっている。もう一方は、平成13年度から平成17年度にかけて外来入院と物品の購入等に関する一部負担金の未収入金となっている。現在、毎月5,000円ずつの返済計画で入金をしていただいている。

その他、雑入の内訳は、の問いに、コロナウイルス感染症対策医療従事者に対する 慰労金285万円、自動販売機のリベート、テレビカード販売のリベート、研修医の 受入れに対する謝礼金、宮崎大学の実習生受入れの謝礼金を計上している。

歯科診療所患者数とリハビリ利用者減少の原因は、の問いに、歯科については予約

制としているため、コロナの関係で発熱等があれば延期をして、状況が改善してから 受診を勧めてきた経緯があり、受診が遅れ遅れになったのが大きな要因ではないかと 印象を持っている。減少の主な要因は、人口減少とコロナの影響が大きな原因であろ うと思っている。

看護師や看護助手等の募集状況は、の問いに、令和2年度に1名の採用ができたが、 あと一人、二人は必要な状況にある。令和5年度から現在の介護医療病棟が廃止にな り、介護医院という制度に移行するため今年から準備を始めるところであるが、さら なるスタッフが必要となるため、必要人員の割り出しを行い、今後の募集計画を立て ていきたいと考えている。

新しい薬局へ移行したが、診療所との連携は取れているのか。また、お客様への受渡しはスムーズに行われているのか、の問いに、月に1回、福祉健康部門との協議会を行っている。開店以来、薬局の皆さんにも参加頂いており、服薬の指導をしたりしている。待ち時間の問題については、処方箋をお渡しする前にファクスで先に処方箋を送り、待ち時間の短縮ができればと取組を始めたが、混雑してくるとあまり効果がない。

以上のような質疑がなされ、認定第3号、令和2年度西米良村特別会計国民健康保 険診療施設勘定会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決し ました。

認定第4号、令和2年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計歳入歳出決算認定について報告します。

介護認定の基準は、の問いに、介護認定を受けるに当たり、認定調査員がチェック項目に従い調査を行い、医師の意見書を取り寄せ、審査会にて介護の度数が決定する流れとなっている。

通いの場の利用状況は、の問いに、令和2年度から本格的に開設をしたかったが、コロナの影響によりできなかった。令和3年度に入り高齢者のワクチン接種が終わり、少しずつ実施しようと考えていたが、デルタ株の急増と県の緊急事態宣言も出たため開始のタイミングを逃している状況にある。今後の感染状況を見ながら、感染防止対策を十分に取り実施したいと考えている。

以上のような質疑がなされ、認定第4号、令和2年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり決定することと決しました。

認定第5号、令和2年度西米良村特別会計後期高齢者医療事業歳入歳出決算認定について報告します。

重複頻回受診者訪問指導業務収入とは、の問いに、後期高齢者事業については、保険者が県となっているが、市町村が県の代わりに重複頻回の方々に指導に回るため、県との委託契約の中で事業費を頂くこととなっている。

保健センターの前に職員紹介が掲示されていたが、掲示はされないのかの問いに、 掲示の準備は既にできているので早速掲示をしたいと思う。

受診率の低下の原因と大腸がん検診(内視鏡)、肺がん検診(喀痰)がゼロ件となった理由は、の問いに、集団検診がコロナの影響により7月から12月にかけて受診していただく形となり、日程調整などで複雑化した影響があると考えている。大腸がん検診(内視鏡)については、コロナの影響で未実施となったため、肺がん検診(喀痰)については受診者の希望がなかったため。

以上のような質疑がなされ、認定第5号、令和2年度西米良村特別会計後期高齢者 医療事業歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することと決しました。 以上、報告をいたします。

○議長(上米良秀俊君) ただいま委員長の報告が終わりました。

これより認定第2号について、質疑を行います。質疑のある方は質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上米良秀俊君) これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上米良秀俊君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長(上米良秀俊君) 起立多数です。したがって、認定第2号、令和2年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

認定第3号について、質疑を行います。質疑のある方は質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上米良秀俊君) これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上米良秀俊君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

〇議長(上米良秀俊君) 起立多数です。したがって、認定第3号、令和2年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

認定第4号について、質疑を行います。質疑のある方は質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上米良秀俊君) これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上米良秀俊君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(上米良秀俊君) 起立多数です。したがって、認定第4号、令和2年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計歳入歳出決算認定については認定することに決定し

ました。

認定第5号について、質疑を行います。質疑のある方は質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上米良秀俊君) これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上米良秀俊君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(上米良秀俊君) 起立多数です。したがって、認定第5号、令和2年度西米良村特別会計後期高齢者医療事業歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

日程第7. 認定第6号

日程第8. 認定第7号

○議長(上米良秀俊君) 日程第7、認定第6号、令和2年度西米良村特別会計簡易水道事業歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第7号、令和2年度西米良村特別会計下水道事業歳入歳出決算認定についての2議案を一括議題とします。

本案はさきの本会議において、水道事業特別会計決算審査特別委員会に付託されていますので、委員長より審査の報告を願います。

- 〇水道事業特別会計決算審査特別委員長(児玉 義和君) 議長。
- **〇議長(上米良秀俊君)** 水道事業特別会計決算審査特別委員長、児玉義和君。
- ○水道事業特別会計決算審査特別委員長(児玉 義和君) それでは、水道事業特別会計決算審査特別委員会におきまして、認定第6号、令和2年度西米良村特別会計簡易水道事業歳入歳出決算認定及び認定第7号、令和2年度西米良村特別会計下水道事業歳入歳出決算の審査を行いましたので、報告をいたします。

審査日は令和3年9月10日です。出席者は委員全員、建設課長、建設課長補佐、 議会事務局長及び書記でした。

主な質疑内容につきましては、メーター検針器は毎月のことなので、リースではなく購入したほうが安いのではないか、の問いに、5年リースが終わり、再リースをしている。システムの連動、保守点検等を考えると、リースのほうが安価である。

水道管の老朽化による修繕計画は何年ごとに行うのか。計画については、修繕ではなく改修計画で、現在、未整備地区を対象に改修している。変更認可が下り次第再計画を行う。

電気計装、次亜塩素酸注入ポンプの保守委託については、書面による手続きだけなのか、現認はないのか。書面によるものである。書面だけとなると業者任せになるので、現地確認もしたほうがよい。

物品売払い収入の内容は。次亜塩素酸を水道組合へ、あと部品を個人に3件販売した収入である。

水道の使用料は変動があるのか。住民の異動等により数%の変動はある。

上米良地区の水道整備計画について、同地区のつり橋についての問いに、整備計画は令和5年から計画を予定している。つり橋については撤去の予定だが、水道施設については存続していく。

以上のような質疑応答がなされ、認定第6号、令和2年度西米良村特別会計簡易水 道事業歳入歳出決算認定につきましては、原案のとおり認定することと決しました。

続きまして、認定第7号、令和2年度西米良村特別会計下水道事業歳入歳出決算認 定であります。

下水道の手数料とは。下水道施設は登録制度となっており、今年度はその更新時期であり、その更新手数料が発生したものである。

西米良浄化センターのストックマネジメント実施計画策定について、現在実施中であり、今年度中に成果品が納められる予定である。現時点では、電気制御盤が更新時期に来ているのではないかということで検討中である。

以上のような質疑応答がなされ、認定第7号、令和2年度西米良村特別会計下水道 事業歳入歳出決算認定につきましては原案のとおり認定することと決しました。 以上で報告を終わります。

○議長(上米良秀俊君) ただいま委員長の報告が終わりました。

これより認定第6号について、質疑を行います。質疑のある方は質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上米良秀俊君) これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上米良秀俊君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(上米良秀俊君) 起立多数です。したがって、認定第6号、令和2年度西米良村特別会計簡易水道事業歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。 認定第7号について、質疑を行います。質疑のある方は質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上米良秀俊君) これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上米良秀俊君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

〇議長(上米良秀俊君) 起立多数です。したがって、認定第7号、令和2年度西米良村特別会計下水道事業歳入歳出決算認定については認定することに決定いたしました。

日程第9. 発議第1号

○議長(上米良秀俊君) 日程第9、発議第1号、西米良村議会会議規則の一部を改正 する規則についてを議題とします。

本案は、提出者、上米良玲君をして提出されています。提出者、上米良玲君から提案理由の説明を求めます。

- 〇議員(3番 上米良 玲君) 議長。
- 〇議長(上米良秀俊君) 3番、上米良玲君。
- ○議員(3番 上米良 玲君) ただいま上程頂きました、発議第1号の西米良村議会 会議規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など、議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から、出産に係る産前産後の欠席期間を規定するものです。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に 一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものです。 よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたし ます。

○議長(上米良秀俊君) 提出者の説明が終わりました。

直ちに採決します。

お諮りします。発議第1号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上米良秀俊君) 異議なしと認めます。したがって、発議第1号、西米良村議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 発議第2号

○議長(上米良秀俊君) 日程第10、発議第2号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題とします。

本案は、提出者、上米良玲君をして提出されています。提出者、上米良玲君から提案理由の説明を求めます。

- 〇議員(3番 上米良 玲君) 議長。
- O議長(上米良秀俊君) 3番、上米良玲君。
- ○議員(3番 上米良 玲君) ただいま上程頂きました発議第2号、コロナ禍による 厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書につきまして、提案理由の 御説明を申し上げます。

この件につきましては、さきの全員協議会におきまして説明いたしておりますので、 本文の朗読により提案理由の説明に代えさせていただきます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書(案)。 新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大 な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。コロナ禍で 地方財政は、来年度においても巨額の財政不足が避けられない厳しい状況に直面して いる。地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、 雇用対策、防災・減災対策、デジタル化、脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増 高が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには地方財源の充実が 不可欠である。よって、国において、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向 け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等による特例措置は、本来国庫補助金等により対処すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

- 3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
- 4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。
- 5、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲 与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月15日、宮崎県西米良村議会。

以上、よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(上米良秀俊君) 提出者の説明が終わりました。

直ちに採決します。

お諮りします。発議第2号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上米良秀俊君) 異議なしと認めます。したがって、発議第2号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

なお、意見書については、事務局をして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、 財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣に提出させま す。

○議長(上米良秀俊君) 以上をもって、本定例会に付議されました案件の全てを審議 終了しました。

これにて令和3年第3回西米良村議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

○事務局長(土持 光浩君) 一同、御起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。 午前10時26分閉会



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議長

署名議員

署名議員